

平成 30 年度の「おでかけなんじい」の 運行計画（案）について

平成 30 年 3 月

南 城 市

1 増便・減便等の基準の適合状況

- 平成30年2月時点で、予約の断り件数も含めた利用者数と、増減便、運行取り止め基準との関係を見てみると、2台から3台への増便の基準3.5人/台に達している時間帯はありません。
- 日祝日の8時台と、19時台は、3台から2便への減便の基準2.0人/台を下回っていますが、すでに2台に減便して運行しているため、これ以上の減便は行いません。
- 3台で運行している土曜日の13時台は、3台から2台への減便の基準2.0人/台を下回りますが、前後の時間帯が基準を満たしているため、この時間帯のみの減便は行いません。(13時台はドライバーの交代時間となっているため、利用者数が前後の時間帯に比べ少なくなっています。)

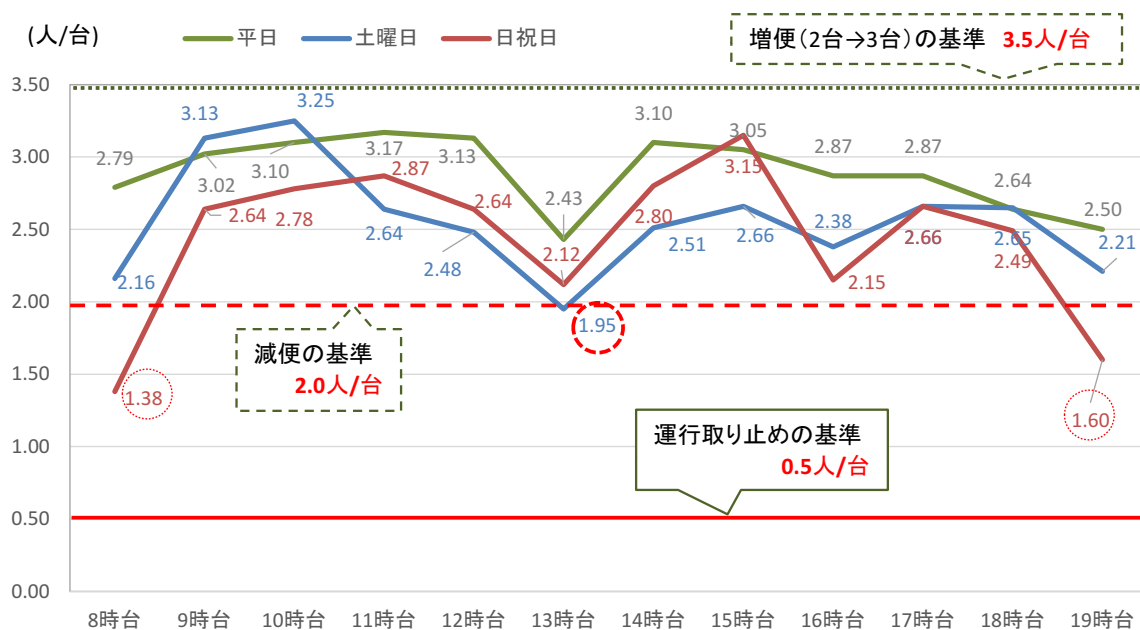


図-1.「おでけなんじい」の予約の断りも含めた利用者数と増減便・運行取り止め基準との比較(H29.4~2)

～ 時間帯別の利用者数と予約の断り件数 ～

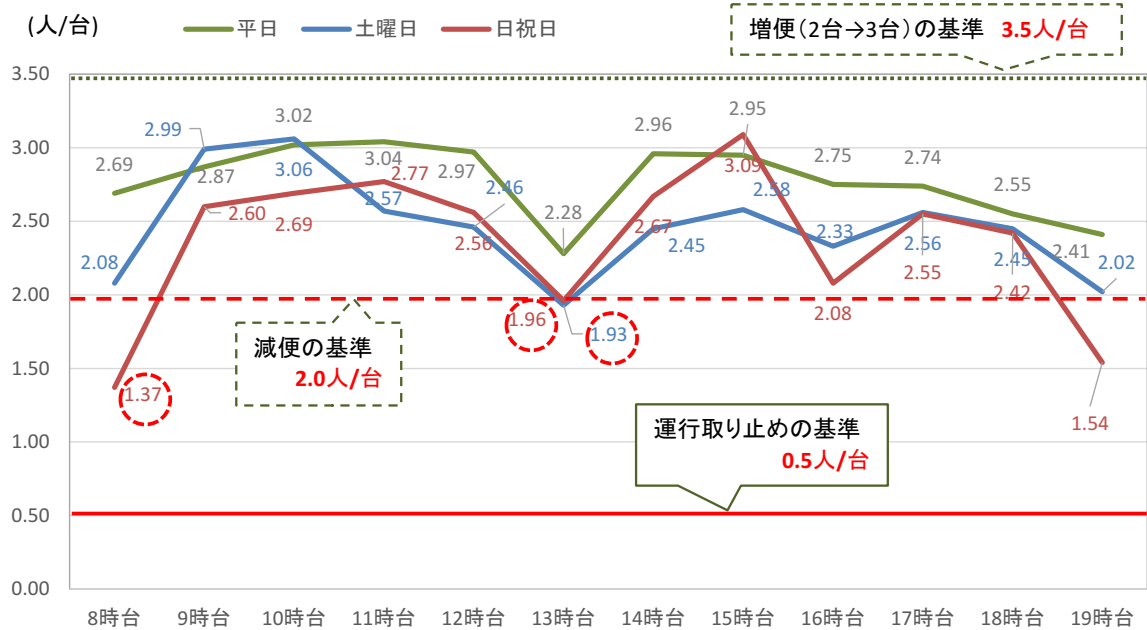


図-2.「おでかけなんじい」の時間帯別の利用者数

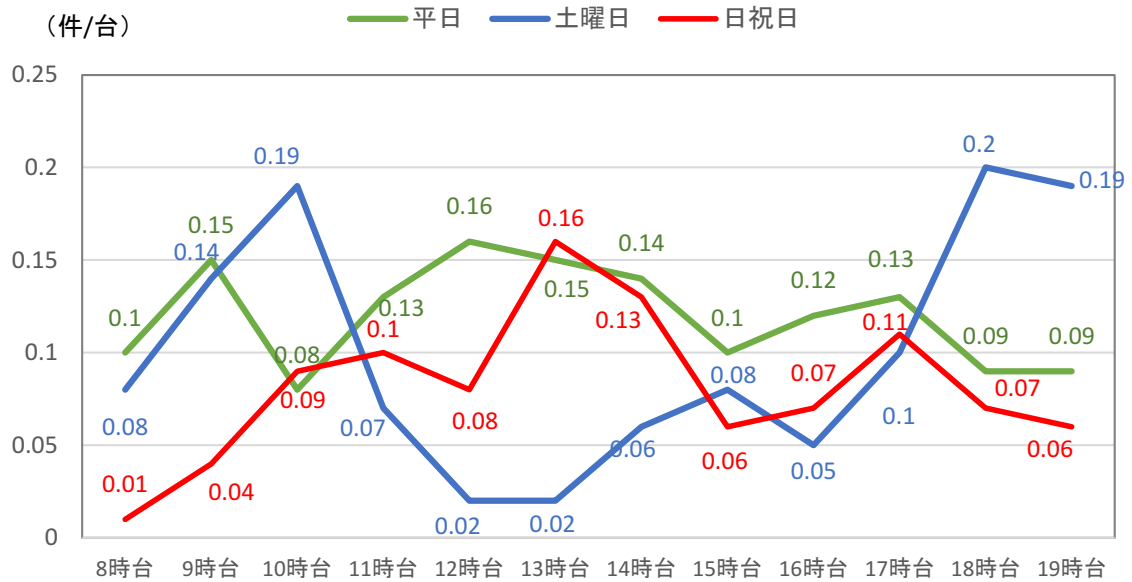


図-3.「おでかけなんじい」の時間帯別の予約の断り件数

2 生活交通確保維持改善計画

2.1 生活交通確保維持改善計画について

- 生活交通確保維持改善計画は、地域生活交通のニーズを踏まえ、地域の実情にあった移動手段の導入等の取組についての計画であり、「おでかけなんじい」の運行に対する地域内フィーダーシステム確保維持国庫補助金の申請に必要になります。
- 補助金の申請は毎年6月末となっており、次年度も申請予定です。

生活交通確保維持改善計画とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化より制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第2条一)

生活交通確保維持改善計画への記載事項

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第17条)

2.2 平成 31 年度の運行計画

- 平成 29 年度（H29.4～H30.2）の運行実績より、増便、減便等の基準に該当する時間帯はないため、平成 31 年度（H30.10～H31.9）の運行計画は、現行と同じとします。
- 今回は該当しませんが、運行計画を見直す場合は、補助事業の事業年度（10～9 月）にあわせて、10 月からの見直しになります。

表 1.平成 31 年度の「おでかけなんじい」の運行計画(案)

項目	内容	
名称	おでかけなんじい	
デマンドバスの運行範囲	久高島を除く南城市全域及び沖縄県立向陽高等学校（八重瀬町字港川 150 番地）	
利用対象	南城市を訪れる観光客及び南城市民（年齢制限なし）	
利用料金	一人一律、1 回 300 円（未就学児は無料） 12 枚綴り 3,000 円の回数券を発行	
運行形態	ドア to ドア方式の区域運行（フルデマンド）	
運行曜日	平日・休日(土日祝)の毎日 ※12/31～1/3 は除く	
運行時間帯	現行（H29.10～H30.9）	平成 31 年度（H30.10～H31.9）
	<ul style="list-style-type: none"> ●8～20 時(8 時台～19 時台の 1 時間ごとに運行) ●平日 9 時台～18 時台、土曜日の 11～16 時台は 3 台/時運行 ●その他の時間帯は 2 台/時運行 	左に同じ
運行車両台数	最大 3 台(10 人乗り車両)	
利用方法	観光客は登録不要。南城市民は登録制で、利用したい便の 30 分前までに電話にて予約。ただし、8 時台は前日までの予約が必要。	
運営体制	運行業務及びオペレート業務は、地方自治法に基づく随意契約で選定。	

表 2.平成 30 年度の「おでかけなんじい」の運行台数

曜日	時期	時間帯											
		8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時	19 時
平日	現行	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
	H30.4～	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
土曜日	現行	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2
	H30.4～	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//
日祝日	現行	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	H30.4～	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//	//

2.3 事業の目標

- 利用者数及び1便あたりの利用者数については、現在の利用状況にあわせ設定します。

表 3.目標(案)

項目	現況値 (2018)	目標値			把握方法	備考
		2019	2020	2021		
登録者数	4,730人	5,210人	5,690人	6,170人	システムデータ	網形成計画では、年間480人増加を目標に設定
利用者数	84.1 人/日	84.0 人/日	84.0 人/日	84.0 人/日	//	現状維持
1便あたりの利用者数	2.7 人/便	2.7 人/便	2.7 人/便	2.7 人/便	//	現状維持
市民(成人)一人あたりに換算した負担額	39 円/月	40 円/月	40 円/月	40 円/月	収入と支出の実績	現計画を踏襲

※現況値は2018.2現在

※登録者数の目標値は毎年3月

2.4 事業の効果

- 事業の効果は、平成27年度に検討したものを継続します。

表 4.事業の効果(案)

網形成計画の基本方針	「おでかけなんじい」に期待する効果
<u>基本方針①</u> 中核地を中心に市外へスムーズに移動できる公共交通網を形成する。	—
<u>基本方針②</u> 中核地等での乗り継ぎにより、スムーズに市内を移動できる公共交通網を形成する。	●公共交通との乗り継ぎ利用の支援
<u>基本方針③</u> 誰でも気軽に利用できる身近な移動手段を確保する。	●公共交通空白・不便地域の外出支援 ●交通弱者の外出支援 ●運行効率の向上 ●南城市の費用負担の軽減
<u>基本方針⑤</u> 南城市の活性化に向け、人の流れを活発にする。	●新たなライフスタイルの形成 ●観光客の移動支援 ●新たな観光形態の形成 ●南城市の経済活性化

2.5 目標達成に向けた事業

- 目標達成に向けた事業として、「おでかけなんじい」の継続運行と、公共交通の利用促進を促す「公共交通だより」の発行を行います。

表 5.目標達成に向けた事業

事業	事業概要	事業主体
「おでかけなんじい」の継続運行	「おでかけなんじい」の運行を継続し、交通弱者の移動を支援する。	●南城市 ●運行事業者（鏡原第一交通）
公共交通だよりの発行	公共交通の利用を促すため、モビリティ・マネジメントの一環として、全世帯を対象に、年2回「公共交通だより」を発行する。	●南城市

2.6 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- 費用と収入は、現計画を踏襲します。
- 欠損額は南城市が負担します。
- なお、ここで示している総事業費は、補助の対象となる運行事業者への委託に関する費用のみであり、オペレーターの人件費等は含まれていません。

表 6.年度別の総事業費、収入、欠損額の見込み

事業	総事業費	収入	欠損額
2019年度	27,583千円	9,100千円	18,483千円
2020年度	27,583千円	9,100千円	18,483千円
2021年度	27,583千円	9,100千円	18,483千円